

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、
その翌日)

- 目次
- ◇条 例 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - ◇公 告 昭和四十一年度林業改良指導員資格試験の実施

条 例

別表の第一種県営住宅の表中

四十年 東伯

東伯郡東伯町大字逢東

簡易耐火

四、〇八〇円

を

四十年 東伯

東伯郡東伯町大字逢東

簡易耐火

四、〇八〇円

に改め、同表の第二種県営住宅の表中

四十年 東伯

東伯郡東伯町大字逢東

簡易耐火 二、八八〇円

を

四十年	東伯	東伯郡東伯町大字逢東	簡易耐火	二、八八〇円
四十一年	美穂	鳥取市下味野	簡易耐火	三、五六〇円
四十一年	三柳	米子市西三柳	簡易耐火	三、八六〇円
四十一年	三柳	米子市西三柳	簡易耐火	三、七六〇円
四十一年	誠道	境港市高松町	簡易耐火	三、六二〇円

に改める。

附 則

この条例は、昭和四十一年十二月十一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年十二月九日

鳥取県知事 石

敏

二

朗

鳥取県条例第三十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県
条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月鳥取県条例第11号）第2条の規定により、昭和41年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和41年12月9日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(3)までの一に該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程（昭和16年文部省令第54号）、専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）、旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第4号）若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程（明治41年文部省令第32号）により林業に関する学科目の検定に合格した者
- (2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校、旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校、旧高等女学校令（明治32年勅令第31号）による高等女学校若しくは旧中学校令（明治32年勅令第28号）による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）、旧専門学校入学資格検定規程（大正13年文部省令第22号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）

による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和42年2月6日まで次のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

(注) 受験資格(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に、受験資格認定申請書（第1号様式）を添え、昭和42年1月7日まで知事に提出すること。

2 試験実施方法

- (1) 受験願書の受付期間 昭和41年12月19日から昭和42年1月13日まで（最終日の消印があるものは有効）
 - (2) 受験願書の受付場所 鳥取市東町1の220 鳥取県農林部造林課
 - (3) 試験の日時 筆記試験 昭和42年2月6日午前8時30分から
口述試験 昭和42年2月6日午後1時から
 - (4) 試験の場所 鳥取市東町1の220 鳥取県庁会議室
 - (5) 試験の方法
- ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行なう。
- イ 筆記試験は、学校教育法による大学の卒業程度の林業技術及び林

業知識について行なう。

ウ 必須項目林業経営、造林、森林保護、特殊林産物項目木材加工、林産化学、林業機械

エ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行なう。

3 出願書類

- (1) 受験願書（第2号様式）
- (2) 履歴書（第3号新式）
- (3) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書
- (4) 1の(3)に該当する者にあつては、1の(2)のイ又はロの職務に従事した期間につき、受験資格を有することを証する職歴証明書（第4号様式）
- (5) 写真（最近6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無台紙のもので裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）
- 4 受験手数料及びその納付方法等
- (1) 受験手数料 500円
- (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。
- (3) 既納の手料は、還付しない。

5 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1月以内に公表するとともに合格者に通知する。

6 その他

(1) 試験に不正行為があつた場合は、受験を中止し、又は合格を無

効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林部造林課又はよりの地方農林振興局林業課に照会のこと。郵便で照会の場合は、返信用切手を同封すること。

受験願書様式（日本標準規格B5）

鳥取県農林部 鳥取市東町1の220

受験願書は、以下の条件を満たす者であることを認めた上で提出してください。

受験願書は、以下の条件を満たす者であることを認めた上で提出してください。

年 月 日

氏 名

〒

姓	名	よりの氏名
別	生年月日	本
所	住	所

第1号様式

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県告示第六百八十三号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第二項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同法同条第二項の規定により告示する。

告示

昭和四十一年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域の変更及び字の名称

前	子	比
下古川字上	下古川字砂	比
下古川字上	下古川字砂	比
下古川字上	下古川字砂	比

下古川字	下古川字	下古川字	下古川字	下古川字
井手畑字荒	下古川字宮	下古川字城	反下古川字八	下古川字西
井手畑字荒	下古川字宮	下古川字城	反下古川字八	下古川字西
井手畑字荒	下古川字宮	下古川字城	反下古川字八	下古川字西

第3号様式

履歴書

ふりがな氏名	生年月日	性別
本籍		
現住所		

学歴

卒業年次	学校名及び専攻科目	所在地
年月		

職歴

勤務期間	勤務場所	職名	業務内容
年月から			
年月まで			

賞罰

上記のとおり相違ありません。

年月日 氏名

第2号様式

(日本標準規格B5)

受験願書

収入証紙
はりつけ欄

林業改良指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年月日 氏名

鳥取県知事 殿 記

ふりがな氏名	生年月日	性別
本籍		
現住所		
選択項目		

第4号様式

職歴証明書

職名

氏名

年月日生

- 試験研究に従事した期間及び勤務場所
- 教育に従事した期間及び勤務場所
- 普及指導に従事した期間及び勤務場所

上記に相違ないことを証明する。

年月日

所属長 職名

氏名

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

取 県

(定価一冊二百円(送料を含む。))